

# 2018年中国民营企业上位500社ランキング ～モデル転換と高度化が進む

中国投資銀行部  
中国調査室

## メインピックス ..... 2

### 2018年中国民营企业上位500社ランキング～モデル転換と高度化が進む ..... 2

➤ このほど瀋陽で開催された2018中国民营企业上位500社フォーラムで、中華全国工商业联合会(全国工商联)は2018年の中国民营企业上位500社ランキングと調査分析報告を発表した。同調査は、2017年度の営業収入が45億元以上の私営企業、非公有制経済がマジョリティを取得する有限責任会社と株式会社4,612社を対象に、企業経営状況、資産・人員規模、企業投融资、企業管理と技術革新、国際化発展戦略などについてアンケート調査を実施した上、調査報告を纏めた。

## 人事労務コンサルティング情報/中智上海..... 10

### 違法雇雇と認定された後の対応に関するQ&A～ ..... 10

➤ 労働契約が違法に解除された場合、労働者に対して引き続き雇用される権利を与える事は労働者に対する十分な救済策となり得ます。しかし、現実には労働紛争に発展した場合、判決が確定するまで長期間に及び、またお互いの信頼関係が壊れていることから、裁判所が労働関係の回復を命じる事は必ずしも最良な救済方法とはなりません。『労働契約法』は「調和のとれた安定した労使関係の構築と発展」という目的を実現するため、別の救済方法を用意しています。

## 君合の中国法コラム ..... 13

### 2019年1月1日から施行される『電子商務法』について ..... 13

➤ 『電子商務法』については、過去5年にわたり計4回、草案の審議が行われてきたが、2018年8月31日に全国人民代表大会常務委員会において可決された。『電子商務法』は、電子商取引(以下、「EC」という)及びEC経営者について定めた最初の総合的な法律であり、EC経営者の定義が明確化されるとともに、EC業界の特徴を踏まえて、EC経営者の法的義務がより詳細に規定されている。

## 三菱UFJ銀行の中国調査レポート(2018年10月) ..... 16

## メインピックス

### 2018年中国民营企业上位500社ランキング～モデル転換と高度化が進む

このほど瀋陽で開催された2018中国民营企业上位500社フォーラムで、中華全国工商业联合会(全国工商联)は2018年の中国民营企业上位500社ランキングと調査分析報告を発表した。同調査は、2017年度の営業収入が45億元以上の私営企業、非公有制経済がマジョリティを取得する有限責任会社と株式有限公司4,612社を対象に、企業経営状況、資産・人員規模、企業投融資、企業管理と技術革新、国際化発展戦略などについてアンケート調査を実施した上、調査報告を纏めた。

\*以下全ての図表は全国工商联のデータを基に作成

#### I. 民营企业上位500社の全体状況

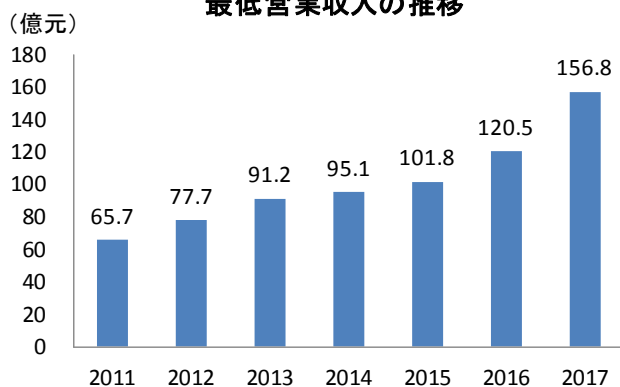
##### 全体規模は安定的に増加

2018年の中国民营企业上位500社ランキングでは、2017年における営業収入が156億8,400萬元以上の民营企业はランク入りしており、新たにランク入りした企業は104社増加した(図表1)。民营企业上位500社の営業収入総額は24兆4,794億元、1社当たり489.6億元で、資産総額は28兆1,932億元、1社当たり563.9億元となった(図表2)。

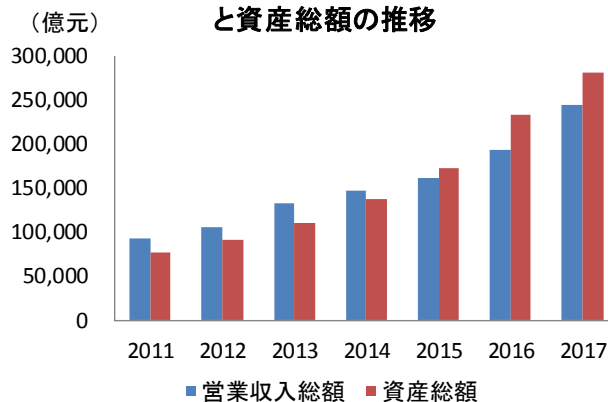
営業収入が3,000億元以上の超大型企業は9社で前年より3社増加、通信機器メーカーの華為投資控股(ファーウェイ)と家電小売の蘇寧の売上高はそれぞれ6,036.2億元と5,578.8億元で1位と2位を維持した(図表3)。なお、42社の営業収入総額は1,000億元以上、91社は500億元～1,000億元、367社は100億元～500億元にある。また、61社の資産総額は1,000億元以上、338社は100億元～1,000億元、72社は50億元～100億元にある。不動産企業の恒大集団、万科、碧桂園、大連万達集団4社の資産総額は1兆元を超えている(図表4)。

2017年フォーチュン誌の世界トップ500企業にランキングされた中国民营企业は23社で、前年比横ばい。うち17社は民营企业上位500社にランキングされたが、その他6社(中国平安保険、太平洋建設集団、中国民生銀行、阿里巴巴、騰訊控股、青島海尔)は調査に参加しなかった。

【図表1】民营企业上位500社のランク入り  
最低営業収入の推移



【図表2】民营企业上位500社の営業収入  
と資産総額の推移



【図表3】2017年民营企业上位500社の営業収入上位10社

2017年 順位	2016年 順位	企業名	所属業種	所在地	営業収入 (億元)
1	1	華為投資控股有限公司	コンピューター、通信・電子機器製造業	広東省	6,036.2
2	2	蘇寧控股集团	小売業	江蘇省	5,578.8
3	5	正威国際集团有限公司	非鉄金属精錬・圧延加工業	広東省	4,918.0
4	8	京東集団	インターネット・関連サービス	北京市	3,623.3
5	3	山東魏橋創業集团有限公司	非鉄金属精錬・圧延加工業	山東省	3,595.8
6	6	聯想控股股份有限公司	コンピューター、通信・電子機器製造業	北京市	3,162.6
7	12	恒大集团有限公司	不動産業	広東省	3,110.2
8	-	国美控股集团有限公司	小売業	北京市	3,093.5
9	10	恒力集团有限公司	化学原料・化学製品製造業	江蘇省	3,079.4
10	-	大商集团有限公司	小売業	遼寧省	2,808.1

【図表4】2017年民营企业上位500社の資産総額上位10社

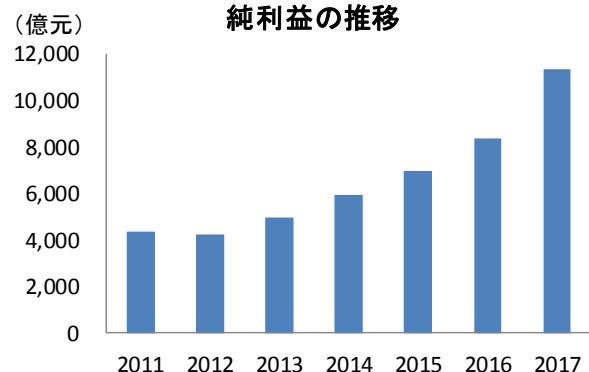
2017年 順位	2016年 順位	企業名	所属業種	所在地	資産総額 (億元)
1	1	恒大集团有限公司	不動産業	広東省	17,617.5
2	4	万科企業股份有限公司	不動産業	広東省	11,653.5
3	6	碧桂園控股有限公司	不動産業	広東省	10,496.7
4	3	大連万達集団股份有限公司	総合	遼寧省	10,005.3
5	5	泰康人壽保險股份有限公司	保険業	北京市	7,128.5
6	8	包商銀行股份有限公司	貨幣金融サービス	内モンゴル	5,393.5
7	-	復星国際有限公司	総合	上海市	5,337.9
8	7	華為投資控股有限公司	コンピューター、通信・電子機器製造業	広東省	5,052.3
9	12	華夏幸福基業股份有限公司	不動産業	河北省	3,758.7
10	-	龍湖集団控股有限公司	不動産業	重慶市	3,627.6

### 利益は上昇、収益力は改善

民营企业上位500社の2017年の税引後純利益は1兆1,321億元と初めて1兆元を突破(図表5)。税引後純利益が100億元を超えたのは華為、万科、恒大、碧桂園、広州富力地産など18社である(図表6)。収益力をみると、民营企业上位500社の2017年の売上高純利益率、総資産利益率(ROA)、自己資本利益率(ROE)はそれぞれ4.6%、4.0%、14.3%といずれも上昇した(図表7)。経営効率をみると、民营企业上位500社の2017年の1人当たり営業収入は257.5萬元、1人当たり利益は16.1萬元、総資本回転率は94.9%となった(図表8)。

一方、2017年、民营企业上位500社のうち、赤字企業は9社と2016年より2社増加、赤字額は471.5億元と同411.7億元の大幅増となった。赤字企業はインターネットと関連サービス業、卸売業、総合、農産・食肉・水産加工業、不動産業に集中した。総合業界では、小米通信技術は会計政策の変化により赤字を計上した。

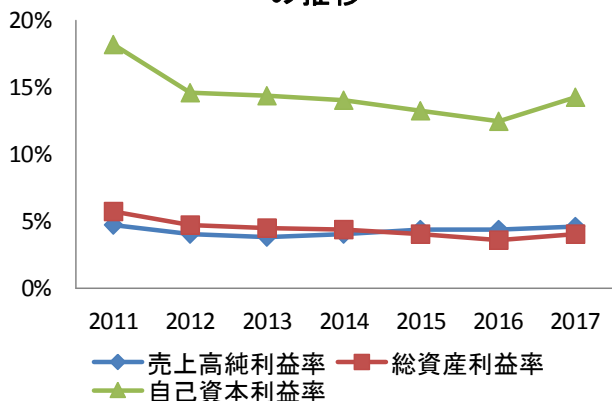
【図表5】民营企业上位500社の税引後純利益の推移



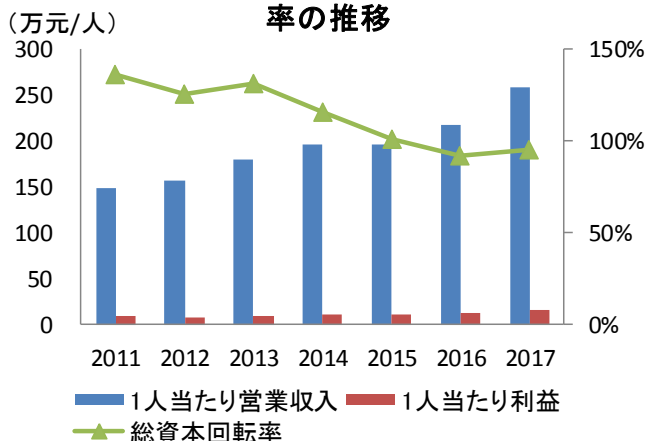
【図表6】2017年民間企業上位100社のうち税引後純利益上位10社

2017年 順位	2016年 順位	企業名	所属業種	所在地	純利益 (億元)
1	1	華為投資控股有限公司	コンピューター、通信・電子機器製造業	広東省	474.6
2	2	万科企業股份有限公司	不動産業	広東省	372.1
3	4	恒大集团有限公司	不動産業	広東省	370.5
4	6	碧桂園控股有限公司	不動産業	広東省	287.5
5	16	広州富力地産股份有限公司	不動産業	広東省	214.2
6	8	浙江吉利控股集团有限公司	自動車製造業	浙江省	188.2
7	5	美的集团控股有限公司	電気機械・器材製造業	広東省	186.1
8	9	百度公司	インターネット・関連サービス	北京市	182.9
9	-	復星国際有限公司	総合	上海市	168.0
10	-	龍湖集团控股有限公司	不動産業	重慶市	164.8

【図表7】民間企業上位500社の収益力の推移



【図表8】民間企業上位500社の経営効率の推移

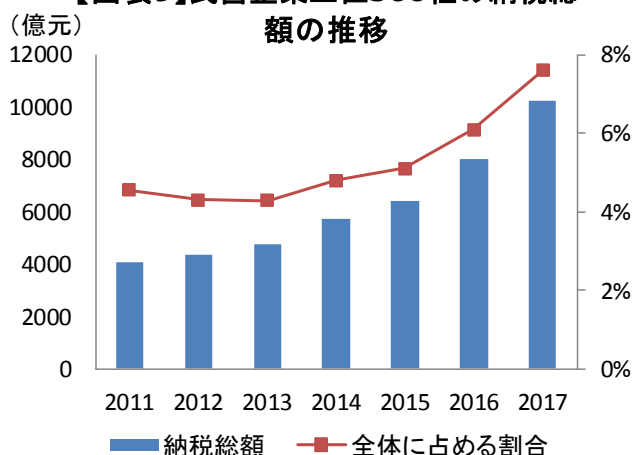


### 社会貢献度は引き続き拡大

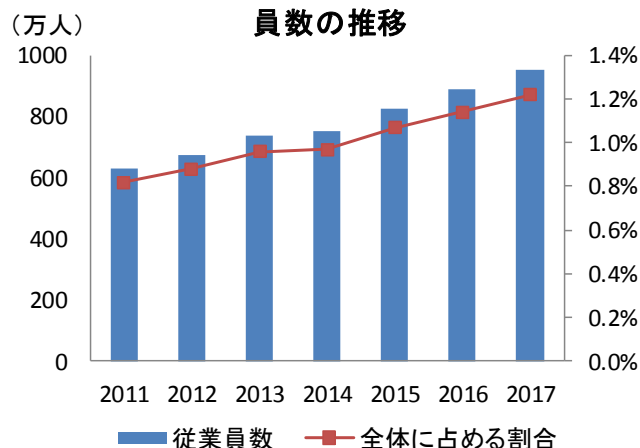
民間企業上位500社の2017年の納税総額は前年比28.2%増の1兆254億元と初めて1兆元を突破、全国の税収全体に占める割合は7.6%で、同1.47ポイント上昇した(図表9)。納税額が1億元を超えた企業は468社で、うち128社の納税額は20億元を超え、全体の25.6%を占める。華為(710億元)、万科(565.6億元)、恒大(420億元)、碧桂園(347億元)、浙江吉利(343.5億元)、大連万達(315.5億元)6社の納税額は300億元を超えた。業界別にみると、納税額の上位5位は順に不動産業(2,712.9億元、36社)、コンピューター・通信・電子機器製造業(966.4億元、23社)、総合(877.5億元、41社)、鉄金属精錬・圧延加工業(569.4億元、45社)、自動車製造業(510.8億元、12社)となり、不動産業の納税額は全体の26.5%を占めている。

2017年、民間企業上位500社が雇用した従業員数は前年比7.1%増の950万8,300人で、全国従業員数の1.2%を占める(図表10)。陽光保険集団の従業員数は26万6,400人で最も多い。業界別にみると、建築業39社は133.9万人で全体の14.1%を占めており、首位を維持。2位以下は不動産業(92.3万人、36社)、小売業(86万人、20社)、コンピューター・通信・電子機器製造業(77万人、23社)、総合(66万人、41社)などが続いた。

【図表9】民営企業上位500社の納税総額の推移



【図表10】民営企業上位500社の従業員数の推移

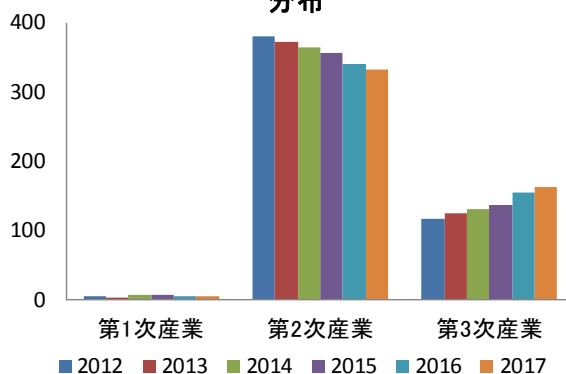


産業構造の最適化が進む

民営企業上位 500 社にランク入りした企業を産業別にみると、第 1 次産業の企業数は 5 社で前年と横ばい。第 2 次産業の企業数は 2012 年の 380 社から 2017 年の 333 社へと、5 年連続で減少。一方、第 3 次産業の企業数は 2012 年の 117 社から 2017 年の 162 社へと、5 年連続で増加した(図表 11)。第 3 次産業の資産総額が占める割合は 58.7%と第 1 次と第 2 次産業の合計を超えており、第 2 次産業の資産総額が占める割合は 40.4%と年々低下している。

製造業は依然として主導的地位を占めており、288 社がランク入りし、前年と横ばい。製造業企業の営業収入、納税額、従業員数が占める割合は低下したが、資産総額、税引後純利益、研究開発費用の割合は上昇した(図表 12)。

【図表11】民営企業上位500社の産業分布



【図表12】民営企業上位500社に占める製造業企業の割合

	企業数	営業収入 (億元)	資産総額 (億元)	納税総額 (億元)	税引後純利益 (億元)	従業員数 (万人)	R&D費用 (億元)
2017	製造業企業	288	133,633.3	102,159.2	5,007.7	6,367.4	423.0
	割合	57.6%	54.6%	36.2%	48.0%	54.6%	43.9%
2016	製造業企業	285	106,272.2	84,392.0	3,925.8	4,342.1	2,403.7
	割合	57.0%	54.9%	36.1%	49.1%	52.0%	46.7%

民営企業上位 500 社の業界集中度が向上し、伝統的産業から新興産業へとシフトする傾向を示している。業界別にみると、上位 10 業界に 316 社が含まれており、前年より 22 社が減少した。建築業(3 位、39 社)、不動産業(4 位、36 社)、卸売業(5 位、26 社)、非鉄金属精錬・圧延加工業(6 位、24 社)のランク入り企業数は減少したが、鉄金属精錬・圧延加工業(1 位、45 社)、総合(2 位、41 社)、化学原料・化学製品製造業(8 位、23 社)、電気機械・器材製造業(9 位、22 社)、石油加工・コークス・核燃料加工業(10 位、21 社)、小売業(11 位、20 社)のランク入り企業数は増加した。

収益力をみると、民営企業上位 500 社の 2017 年の平均売上高純利益率は 4.6%に達し、2016 年より 0.31 ポイント上昇。24 業界の売上純利益率は平均水準を超えており、うち石炭採掘・洗選業、非鉄金属精錬・圧延加工業、不動産業、牧畜業の 4 業界は 10%を超えた。一方、農業、卸売業、小売業、金属製品・機械と設備

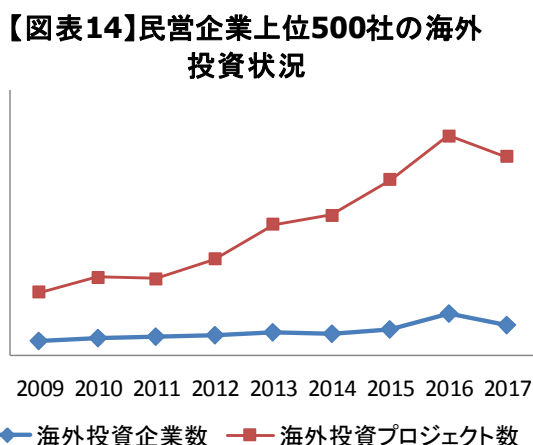
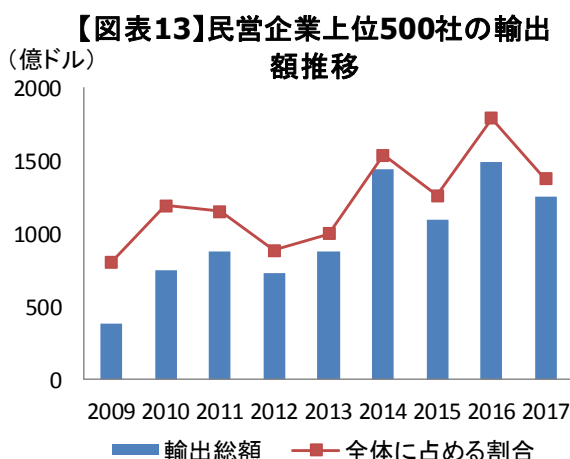
修理業の売上純利益率は2%以下にとどまった。

民営企業上位500社の2017年のROAは4.0%と前年より0.25ポイント上昇。鉄道・船舶・航空航天とその他運輸設備製造業、皮革・毛皮・羽毛とその製品・靴製造業、牧畜業、食品製造業の4業界のROAは10%以上にあるが、小売業、金属製品・機械と設備修理業、総合、保険業、貨幣金融サービスの5業界は2%以下にとどまった。

また、民営企業上位500社のROEは14.3%と前年より1.93ポイント上昇。22業界のROEは平均水準を超えており、うち鉄金属精錬・圧延加工業、皮革・毛皮・羽毛とその製品・靴製造業、郵政業、ガス生産・供給業、造紙・紙製品業、食品製造業の6業界は20%以上にある。一方、木材加工と木・竹・藤・棕・草製品業、専用設備製造業、非鉄金属精錬・圧延加工業、総合製造業、小売業、金属製品・機械と設備修理業、総合、積卸・搬送と運輸代理業など8業界は2%以下にとどまった。

### 海外投資は理性的に

民営企業上位500社のうち、輸出を取り扱う企業は2016年の259社から2017年の230社に減少し、輸出総額は前年比16.3%減の1,252億ドルに低下し、中国の輸出総額全体の5.5%を占めている(図表13)。また、対外投資の真実性・コンプライアンス審査が強化されたことを受け、非理性的な対外投資が抑制され、民営企業上位500社の海外投資プロジェクト数は2016年の1,659件から2017年の1,503件に、海外投資を行う民営企業数は314社から231社にそれぞれ減少した(図表14)。



民営企業上位500社のうち、181社は「一帯一路」に参加し、うち、「一帯」(シルクロード経済ベルト)に投資した企業は前年より9社増の156社、「一路」(21世紀海上シルクロード)に投資した企業は同15社増の118社となった。

2017年、民営企業上位500社の海外従業員は40万5,700人で、2016年より1万1,500人減少。世界経済の回復、旺盛な海外需要を背景に、民営企業上位500社の海外収入(輸出を除く)は7,902.9億ドルを計上し、同219.2%の大幅増となった。民営企業上位500社のうち、アジア、欧州、北米で経営をする企業はそれぞれ195社、92社、86社となる。

### 東部が主導、中部が急成長

民営企業上位500社のうち、東部地域のランク入り企業は396社で前年より4社増加し、全体の79.2%を占める。中部地域のランク入り企業は同5社減の52社で全体の10.4%、西部地域は同1社増の43社で全体の8.6%、東北地域は前年と横ばいの9社で全体の1.8%を占めた。東部地域企業の営業収入と資産総額はそれぞれ20兆1,035億元、21兆9,165億元で、全体の82.1%、77.8%を占めており、大手民営企業が東部地域に集中する構図は依然として変わっていない(図表15)。

企業の本社所在地別にみると、民営企業上位500社は全国27省・自治区・直轄市に分布し、浙江省と江蘇省の民営企業はそれぞれ93社と86社で最も集中しており、このほか、山東省が73社、広東省が60社、河

北省が24社、福建省が20社となっている。

【図表15】民営企業上位500社の地域分布

地域		ランク入り企業数(社)		営業収入(億元)		資産規模(億元)	
		2017	2016	2017	2016	2017	2017
東部	数量	396	392	201,035.3	159,224.4	219,365.0	182,754.0
	上位500社に占める割合	76.8%	78.4%	82.1%	82.2%	77.8%	78.1%
中部	数量	52	57	17,056.1	14,005.3	16,529.6	13,461.5
	上位500社に占める割合	10.4%	11.4%	7.0%	7.2%	5.9%	5.8%
西部	数量	43	42	19,295.2	15,778.8	33,614.7	25,527.5
	上位500社に占める割合	8.6%	8.4%	7.9%	8.2%	11.9%	10.9%
東北	数量	9	9	7,407.4	4,607.6	12,422.9	12,183.2
	上位500社に占める割合	1.8%	1.8%	3.0%	2.4%	4.4%	5.2%

## II. 発展特徴と動向

### 企業発展に影響する要因

ここ3年、民営企業の発展に影響する要因は人件費の上昇、重い税負担、資金調達の困難さに集中しており、2017年もこの3点はトップ3の要因として挙げられ、それぞれ全体の61.4%、54.8%、50.8%を占めている。人件費の上昇は4年連続で最大の要因として挙げられており、重い税負担がそれに次いでいる。このほか、公共政策環境の中、省エネ・排出削減の圧力が大きいこと、法律環境の面で市場秩序の未整備、知的財産権に対する保護不足、社会環境の面でネガティブな世論が多いことなどは依然として改善していないとの指摘がある。

一方、市場環境、公共政策環境、法律環境と社会環境の面で前年より改善したと答えた民営企業はそれぞれ427社、433社、433社、435社で、全体の95.3%、96.7%、96.7%、97.5%を占めている。

### 国家発展戦略に積極的に参加

民営企業上位500社のうち、446社は各種国家発展戦略に参加し、全体の89.2%を占める。このうち、181社(44.7%)は「一帯一路」建設、227社(50.7%)は乡村振兴戦略、94社(21.6%)は東北振興戦略、171社(38.9%)は混合所有制改革に参加した。また、金融リスク防止・貧困脱却・汚染防止の「三大攻堅戦」(堅固な陣地の攻略戦)に参加した民営企業はそれぞれ446社、227社、341社で、全体の89.2%、45.4%、68.2%を占めている。

3年余りの発展と規範化を経て、官民パートナーシッププロジェクト(PPP)における民営企業の投資は理性的になりつつあり、PPPプロジェクトに参加する企業は2016年の124社から2017年の111社に、参加が未確定な企業は52社から29社にそれぞれ減少。一方、参加の意向がある企業は185社に、参加の意向がない企業も113社にそれぞれ増加した。分野別にみると、インフラプロジェクト(45社)、交通(31社)が減少したが、健康・養老(32社)、都市総合開発(27社)、生態建設・環境保護(26社)、保障性住宅建設、医療衛生、科学技術などその他民生プロジェクトが増加した。

### 技術革新力の向上

2017年、民営企業上位500社が保有する商標登録数は103,910件、うち国内は80,913件、海外は22,997件となった。1社当たりの商標登録数は前年比4.4%増の207件、自己商標を有する企業は367社で、民営企業のブランド保護・構築意識が向上している。

民営企業上位500社のうち、研究開発(R&D)に携わる従業員数が全社員数の10%以上を占めた企業は189社、3%~10%にある企業は116社。研究開発費用が営業収入の10%を超えた企業は6社、3%~10%

にある企業は 65 社、1%~3%にある企業は 111 社となった。華為(897 億元)、浙江吉利(182.7 億元)、山東魏橋創業(132.7 億元)の研究開発費用は 100 億元を超え、上位 3 位を占めた。

2017 年、政府による科学技術資金支援を獲得した企業は 342 社で、全体の 68.4%を占めた。科学技術支援資金が企業の R&D 投入に占める割合は 30%以上の企業は 8 社、10%~30%にある企業は 18 社、5%~10%にある企業は 51 社となる。科学研究資金支持を獲得した上位 3 業界は鉄金属精錬・圧延加工業、建築業、非鉄金属精錬・圧延加工業で、同業界のランク入り企業の 66.9%、66.7%、95.8%を占めた。

研究開発投入の拡大に伴い、コア技術が自社の研究開発からなる企業は 401 社、コア技術が人材誘致からなる企業は 346 社、コア技術が企業・研究機関・大学協力からなる企業は 323 社といずれも増加。合併を通じてコア技術を取得した企業も 95 社に増加した。

自主研究開発能力の向上は民営企業の特許権保護を促進し、2017 年、民営企業の「専利」(特許、実用新案、意匠)申請件数は前年比 15.9%増の 24 万 2,013 件となり、うち国内は同 16.1%増の 21 万 1,122 件、海外は同 14.6%増の 3 万 891 件となった。R&D 投入が最多の華為が 3 万 8,825 件の専利数で首位を維持し、美的(3 万 6,321 件)、比亞迪(8,593 件)が 2 位と 3 位に次いだ。

### モデル転換・高度化の加速

2017 年、民営企業上位 500 社の 81%を占める 405 社が事業内容の転換・高度化を加速していると答え、前年より 17 社の増加。一方、2%の企業は事業内容の転換・高度化を未だ行っていない。事業内容の転換・高度化に関する動機として、大きく・強くなる(78%)、政府政策の支持(53%)、製品技術の高度化(50.4%)、国内経済の成長鈍化(36.4%)が挙げられた。また、事業内容の転換・高度化の推進方式として、人材誘致(74.4%)、企業内部社員研修の強化(68.4%)、企業発展戦略・計画の調整(64%)および産業内のモデル転換・高度化が挙げられた。

過剰生産能力・在庫・レバレッジの解消について、50.4%を占める 252 社は過剰生産能力の解消に取り組み、71.8%を占める 359 社の在庫は合理的な水準にあり、46%を占める 230 社は措置を講じてデレバレッジに取り組んだと答え、大多数の民営企業は積極的に過剰生産能力・レバレッジの解消に取り組み、在庫規模が大きい企業は少数であることが分かった。

### 伝統的産業とインターネットの融合加速

インターネットを代表とする次世代情報技術の持続的革新および伝統的産業との融合は、世界的に新たな産業変革の重要な特徴と見なされており、中国においても、電子商取引(EC)、工業インターネット、インターネット金融といった「インターネット+」の発展を促進している。民営企業上位 500 社のうち、453 社は「インターネット+」と結合させたイノベーションを行い、このうち、工場スマート化、協同製造(スマートマニュファクチャリングとそのネットワーク化)、カスタマイズ製造、製造業のサービス化、製品のスマート化を行う企業は 274 社、246 社、181 社、168 社と 166 社で、それぞれ全体の 60.5%、54.3%、40.0%、37.1%と 36.6%を占めており、いずれも上昇した。

「インターネット+」の深化に伴い、民営企業上位 500 社のうち、240 社は EC を通じて営業収入を取得、EC 関連営業収入が 50%以上を占めた企業は 24 社、30%~50%にある企業は 21 社、10%~30%にある企業は 70 社、10%以下にある企業は 125 社となり、インターネットを通じたマーケティングは民営企業の主な販売ルートになりつつある。

### 民営企業の難局

2017 年末時点、中国における「個体工商戸」(個人事業者)は 6,579.4 万戸、私営企業は 2,726.3 万社、広義の民営企業合計は市場主体全体の 94.8%を占めている。民営企業は税収の 50%、国民総生産、固定資産投資と対外直接投資の 60%、都市部就業の 80%を貢献しているほか、ハイテク企業の 70%は民営企業が占めている。民営企業は国民経済において重要な位置を占めており、公有制経済の重要な補足であり、民営経済の発展は就業拡大および経済の活力を高めるために重要な役割を果たしている。



2017 年、民営企業上位 500 社は産業構造調整、投資分野拡大、ブランド構築、イノベーション向上、リスク防止において進展を遂げたとともに、「一帯一路」や PPP プロジェクトに投資するなど、国家発展戦略に積極的に参加した。民営企業は規模拡大、利益向上、就業拡大において重要な役割を果たしてきたが、一方で、人件費の上昇、重い税負担、資金調達の困難さといった問題は依然として存在しており、企業発展に影響を与えた。

2018 年天津夏季ダボスフォーラムにおいて李克強総理は、中国政府は近年、中小・零細企業の融資難問題の解消に取り組んできたが、中小・零細企業の大半は民営企業である。現在、企業に対する社会保障納付比率を適切に引き下げ、企業税負担を顕著に低減させる政策を検討していると表明し、民営経済発展に関する政策措置の徹底、不合理な障害の解消、民営企業の参入分野の緩和などについて強調した。中国経済の減速、環境・資源面の制限、人件費の上昇を背景に、中国政府は民営経済の発展を支援し、企業発展の難関を乗り越えるように各種措置を講じている。

民営企業上位 500 社のうち、製造業企業は主導的地位を占めており、高エネルギー消費・高汚染業界に集中しているが、中国経済の減速および生産設備の過剰により、こうした民営企業の経営環境が厳しくなっている。かかる中、民営企業は新分野への進出、技術革新、現代企業管理などを通じて、モデル転換や高度化を推進している。民営製造業にとって、数量の拡大から製品付加価値の向上へのグレードアップや技術の高度化、運営方式の革新などといった構造転換が急務とされている。「中国製造 2025」、「一帯一路」実施の好機をとらえ、科学技術革新を通じて、新たな原動力を育成することで、核心競争力を向上させることが望まれており、その動向に引き続き注目したい。

MUFG バンク(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 孫元捷

## 人事労務コンサルティング情報/中智上海

### 違法解雇と認定された後の対応に関する Q&A～

労働契約が違法に解除された場合、労働者に対して引き続き雇用される権利を与える事は労働者に対する十分な救済策となり得ます。しかし、現実には労働紛争に発展した場合、判決が確定するまで長期間に及び、またお互いの信頼関係が壊れていることから、裁判所が労働関係の回復を命じる事は必ずしも最良な救済方法とはなりません。『労働契約法』は「調和のとれた安定した労使関係の構築と発展」という目的を実現するため、別の救済方法を用意しています。

#### I. 使用者からの労働契約解除が裁判で違法解雇と認定された場合、必ず労働契約の履行を継続しなければなりませんか？

『労働契約法』第四十八条には、「使用者が本法の規定に違反して労働契約を解除又は終了し、労働者が労働契約の履行を継続する事を要求した場合、使用者は履行を継続しなければならない。労働者が労働契約の履行継続を要求せず、又は労働契約の履行継続が既に不可能となった場合、使用者は、本法第八十七条の規定に基づいて賠償金を支払わなければならない。」と規定しています。条文から解釈すると、違法な労働契約の解除後の対応には、①労働者の求めに応じて労働契約を継続する。②労働者の求めに応じて、労働契約を継続しない。③労働契約の継続が不可能となった場合。の3つのパターンが存在します。

このうち③労働契約の継続が不可能になった場合とは、どのような場合をいうのでしょうか。

裁判において、「労働契約の履行継続が既に不可能となった場合」として認められる事由には、①既に別の者がもとの職位に就任している場合、②部署が既に廃止されている場合、③労働者が既に別の会社に就職している場合、④労働契約期間が満了している場合、⑤使用者の経営期限が満了し経営を継続しない場合等が挙げられています。これらのうち、①既に別の者がもとの職位に就任している場合と、②部署が既に廃止されている場合について詳しく見てみましょう。

#### 一、既に別の者がもとの職位に就任している場合

使用者から従業員との労働契約を解除する場合、通常は新たに従業員を募集して雇用する事になります。既に別の従業員を採用しているのに、違法に解雇されたとはいえ、当該労働者との労働関係の回復を認めることは不合理といえます。

したがって、実際の判例においては、労働契約の履行継続が既に不可能となったかどうかを、以下の事実から判断します。(1)署名した労働契約書、労働者名簿への登録、社会保険料納付や実際に給与を支払った事実の有無や、実際に労務を提供しているかどうか等、新たに従業員を雇用していることの客観的事実が存在するかどうか。(2)新たに雇用した従業員の職位と、もとの従業員の職位が完全に一致するか否かを、職位の名称や職責等から総合的に判断し得るかどうか。

もとの従業員と同じ職位に、既に新たに雇用された従業員が就任していると判断された場合、労働契約の履行継続が既に不可能となったという条件に該当します。

#### 二、もとの部署が既に廃止されている場合

会社が従業員を違法に解雇した後に当該部署を廃止した場合、「労働契約の履行継続が既に不可能となった場合」に該当するかどうかの判断は難しくなります。我々は、従業員のもとの勤務部署が廃止されたといえるかどうかを総合的に判断するにあたり、次の事実を調べることをお勧めします。(1)株主総会決議、董事会決議を経ているかなど、部署を廃止した事に正当な理由があるか。(2)会社から従業員に対して部署が廃止された事実を通知しているか。(3)会社が従業員に対して同一又は類似の部署を手配することができるか。

実際に部署が廃止されており、同一又は類似の部署が他にないことが確認された場合、これは「労働契約の履行継続が既に不可能となった場合」に該当するものといえます。

一般的に労働契約が違法に解除された場合でも、使用者の雇用自主権は労働者のもとの労働契約を継続する利益よりも優先され、労働契約の履行を継続することに代えて賠償金を支払うことが認められる場合があります。

労働契約法 第八十七条 使用者が本法の規定に違反して労働契約を解除又は終了した場合、本法第四十七条に規定する経済補償基準の2倍を基準として労働者に賠償金を支払わなければならない。

## ❖ 中国政策速達

### 国家《香港マカオ台湾居住者の内地(大陸)での就業に関する通知》

2018年8月23日、人力資源社会保障部は《香港マカオ台湾居住者の内地(大陸)での就業に関する通知》を公布した。《通知》によると、内地(大陸)で求職、就業する香港マカオ台湾の人員は、港澳台居民居住証、港澳居民往来通行証、台湾居民往来大陸通行証等の有効な身分証を使用して人力資源社会保障の各種業務の手続きに使用する事ができ、工商営業許可証、労働契約(招聘契約)、給与支払い証又は社会保険納付記録等を内地(大陸)での就業の証明資料とする事ができる。

### 国家《中華人民共和国個人所得税法》改正に関する決定

2018年8月31日、第十三回全国人民代表大会常務委員会第五次会議において《中華人民共和国個人所得税法改正に関する決定》が可決された。《決定》では、計十六カ所の修正を行い、それに伴い条文の順序を調整した。主な内容は次の通り。

- 1、公安、人民銀行、金融監督管理等の部門は税務機関からの納税者の身元、金融口座情報等の事項の照会に対する協力義務の条項を追加した。
- 2、納税者が海外移住により中国の戸籍を抹消する場合、戸籍の抹消前に税金の清算をしなければならない。
- 3、個人が株式譲渡の変更登記手続きを行う場合、市場主体登記機関は関連する個人所得税の完納証明書を調査しなければならない。
- 4、「取得海外所得」、「海外移住による中国戸籍の抹消」等の状況下の自己納税申告義務を新たに追加した。
- 5、個人が合理的な商業目的を持たずに得た不当な税収利益の納税調整。

### 国家《2018年第四四半期の個人所得税控除費用と適用税率に関する問題の通知》

2018年9月7日、中華人民共和国財政部、中国国家税務総局は《2018年第四四半期の個人所得税控除費用と適用税率に関する問題の通知》を公布した。《通知》によると、個人所得税の納税者が2018年10月1日以降に取得する給与、賃金所得について、控除額を一律に5000元/月として執行する。納税者が2018年9月30日以前に実際に取得した給与、賃金所得について、控除額は改正前の規定に基づいて執行する。

当資料は情報提供のみを目的として、中智上海によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

**中智上海経済技術合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会**

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は 1987 年、中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。国内外に 126 社の支社機構を有し、76 の国または地域で経済技術及び人材提携を展開しています。中智では現在、世界 500 強企業 239 社傘下の 1057 社や中国 500 強企業 148 社傘下の 611 社を含む全世界の企業 7.6 万社の企業やそこで勤めている 202 万名以上の中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日企倶楽部・智櫻会・中智日本サービスセンター・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

## 君合の中国法コラム

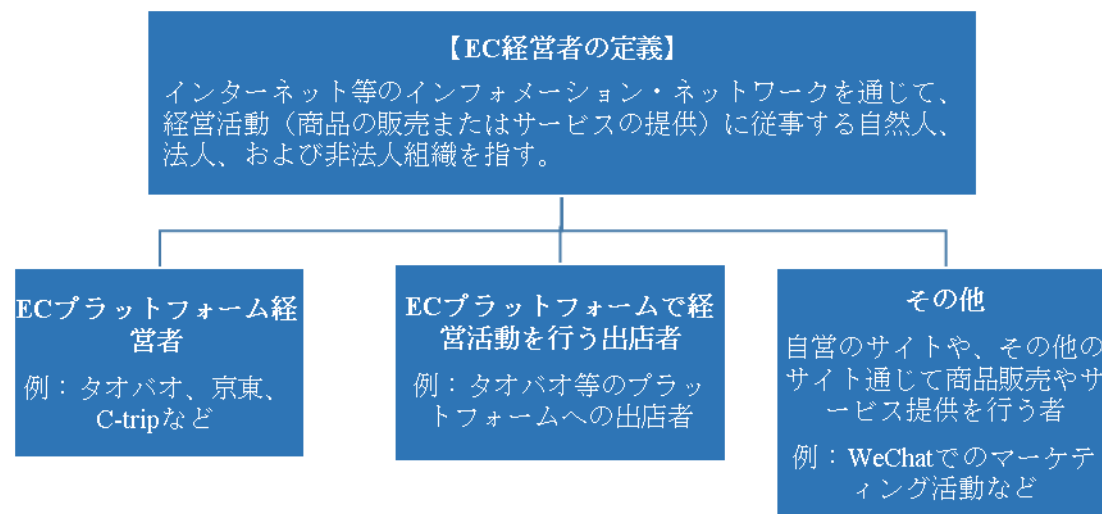
### 2019年1月1日から施行される『電子商務法』について

『電子商務法』については、過去5年にわたり計4回、草案の審議が行われてきたが、2018年8月31日に全国人民代表大会常務委員会において可決された。『電子商務法』は、電子商取引(以下、「EC」という)及びEC 経営者について定めた最初の総合的な法律であり、EC 経営者の定義が明確化されるとともに、EC 業界の特徴を踏まえて、EC 経営者の法的義務がより詳細に規定されている。

#### I. 『電子商務法』は初めて「EC」「EC 経営者」について明確な定義を行った

**【ECの定義】** インターネットなどのインフォメーション・ネットワークを通じて商品の販売またはサービスの提供を行う経営活動を指す。

**適用除外:** 金融分野の商品およびサービス。オンラインでのニュース・情報配信、音楽・動画視聴番組の配信、出版および文学・芸術作品などに係るサービス。



**登記制:** EC 経営者は法に則り市場主体登記を行わなければならない。

**登記制の例外:** 個人が自らが生産した農産物・副産品や手作りの製品を販売する場合。個人が自らの技能を發揮して法により認可を取得する必要のない雑事の代行および小額の取引を行う場合。法律、行政法規に基づき登記を行う必要がない場合（例えば、中古品の取引プラットフォームで時々自分の物を売るなど）。

#### II. 『電子商務法』では、消費者の権利保護及び市場秩序の維持に関する EC 経営者の法律上の義務について、具体的に規定された

消費者の権利保護及び市場秩序の維持に関して、これまでの法律法規と比べて、より具体的な規定がなされた。以下に一部内容を紹介する。

義務化された事項	禁止事項
市場主体登記。 必要な行政認可の取得。	取引件数やカスタマーレビューを捏造して虚偽のまたは誤解を与える宣伝を行い、消費者を欺き、ミスリードすること。

資格証明書及びその他の重要情報の公示。	
商品又はサービスの抱き合わせ販売については、分かりやすい方法で消費者に注意喚起を行うこと。	商品又はサービスの抱き合わせ販売を、初期設定の選択項目とし、顧客が黙示の同意をしたものとみなすこと。
手付金の返金方法、手順を明示し、かつ適時に返金を行うこと。	手付金の返金について不合理な条件を設定すること。
消費者の嗜好、消費習慣などに基づく商品又はサービスのプロモーションを行う場合、当該消費者に別の選択肢も与えること。	技術(例えばビッグデータの利用)手段を通じて支配的市場地位を濫用し、競争を制限すること

**EC プラットフォームの義務に関する特別規定:**

義務化された事項	禁止事項
目に付く位置にサービス約款や取引ルールを公示すること。健全な評価制度を構築、公開すること。	出店者に不合理な制限や条件を課すこと。 出店者から不合理な費用を徴収すること。
クリック課金型広告の商品又はサービスについては、「広告」と明示すること。	商品又はサービスに対するカスタマーレビューの削除。

**Ⅲ. EC プラットフォーム経営者と出店者との間での責任の分担**

草案の審議過程において、EC プラットフォーム経営者が出店者の権利侵害行為に対して負うべき責任を連帯責任とするか第二次的な責任とするかについて活発な議論が行われたが、最終的に、状況に応じて連帯責任又は相応の責任を負うと規定された。

連帯責任を負わなければならない状況	相応の責任を負わなければならない状況
①EC プラットフォーム経営者が、知的財産権の権利者から権利侵害に係る通知を受領後、削除、ブロック、アクセス遮断、取引及びサービスの停止、出店者への通知の転送といった必要な措置を速やかに講じなかったために、権利者の損害が拡大した場合、拡大した部分について出店者と連帯責任を負う。 ②EC プラットフォーム経営者が、出店者が知的財産権を侵害していることを知っていた、又は知り得たにもかかわらず、削除、ブロック、アクセス遮断、取引及びサービスの停止といった必要な措置を講じなかった場合、権利侵害者と共に連帯責任を負う。	消費者の生命、健康に関する商品又はサービスについて、EC プラットフォーム経営者が出店者の資質・資格に対する審査義務、又は消費者に対する安全保障義務を尽きなかったことにより、消費者が損害を蒙った場合、法に則り相応の責任を負う。 (※「相応の責任」とは、実際の状況に応じて認定される EC プラットフォーム経営者が負うべき具体的な責任を指す。)

『電子商務法』の可決から施行までは4カ月間の過渡期が設けられているため、中国域内の EC 経営者、特に法律上の義務がより詳細に規定された EC プラットフォーム経営者は、当該期間内に『電子商務法』に定める要件を満たしておき、『電子商務法』の施行に備える必要がある。また、『電子商務法』については、今後更に関連する実施細則又は主管部門の取扱規則などが出されることが予想される。

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

### 謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



## 三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018 年 10 月)

- ニュースフォーカス No.11 2018  
広東省・マカオ協力枠組み協定における 2018 年の作業要点を発表  
[http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/809\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/809_ext_02_0.pdf)  
業務開発室
- MUFG BK 中国月報 第 152 号 (2018 年 10 月)  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jmbspbwgqcHbfd62ac9lid0jmgwac4qjq>  
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/9/19  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jmblc1jnddH444098a2lid0jmbldovsfb>  
国際業務部
- MUFG BK CHINA WEEKLY 2018/9/26  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jmke4tu59oH6e124bfelid0jmke6gsg7s>  
国際業務部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214